○国土交通省告示第六百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年五月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
二十	株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号 ロ　東京支社　東京都新宿区新宿一丁目十六番十号 ハ　大阪支社　大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号 ニ　静岡支店　静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十 （削る） ホ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四百三番地 ヘ　豊橋支店　愛知県豊橋市駅前大通二丁目三十三番地の一 ト　岡崎支店　愛知県岡崎市錦町六番五	平成二十七年八月十八日	指定をした日から五年間

改正前

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
二十	株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　本社　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号 ロ　東京支社　東京都新宿区新宿一丁目十六番十号 ハ　大阪支社　大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号 ニ　静岡支店　静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十 ホ　北千住支店　東京都足立区千住仲町四十番十二号 ヘ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四百三番地 ト　豊橋支店　愛知県豊橋市駅前大通二丁目三十三番地の一 チ　岡崎支店　愛知県岡崎市錦町六番五	平成二十七年八月十八日	指定をした日から五年間